

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第27回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成24年3月13日（火）13:10～14:25

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）高野 伸，田邊 誠（委員長），二國則昭，山舗弥一郎（敬称略。
五十音順）（今中 亘委員は欠席）

（庶務）岡広島高裁総務課長，兒玉広島高裁総務課課長補佐

（説明者）細田広島高裁事務局長

4 議題

(1) 経過の報告等

(2) 審議

平成24年下半期（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 経過の報告等

ア 庶務（岡広島高裁総務課長）から，前回平成23年11月1日（火）の第26回広島地域委員会以降の経過として，平成24年4月期の弁護士任官候補者及び平成24年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者について，当地域委員会に寄せられた情報を取りまとめて平成23年11月14日付けで下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「中央委員会」という。）

に報告したこと、同年12月2日（金）の第50回、同年2月20日（火）の第51回及び平成24年2月20日（月）の第52回の中央委員会の各審議結果等について報告がされた。

イ 庶務から、当面のスケジュール及び本日の審議資料について説明がされた。

(2) 審議

平成24年下半年（10月から翌年1月まで）の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について

ア 当地域委員会に関する指名候補者の所属庁ごとの名簿（期、在籍期間、所属部を付記する。）を作成し、5月21日（月）を受付期限と定めて、それぞれの所属庁に対応する検察庁及び弁護士会に対して名簿を提供し、情報提供（情報受付の周知）の依頼を行うこととされた。

なお、情報の受付期限については、平成23年3月18日（金）の第23回当地域委員会において、これまで受付期間を30日程度と定めて運用してきたが、他の地域委員会の運用を参考にして、今後、中央委員会への情報提出期限を踏まえた上で、情報の取りまとめを行う期間や寄せられた情報が調査を要する場合の期間の確保などを考慮して定めていくこととされたことを踏まえて定められた。

イ 依頼文書の内容については、留意事項として、検察庁あてのものに「裁判官の職権の独立に対する影響」との文言を付加し、弁護士会あてのものと同様を合わせた。

ウ 情報収集の周知依頼に際して、各検察庁の検察官の数及び各弁護士会の会員数に相当する、広島地域委員会宛ての料金受取人払封筒を添付することとされた。

エ 平成24年2月20日（月）の第52回の中央委員会において、弁護士会に対して、地域委員会に対する直接の情報提供及び期限内の情報提供の会員への周知を徹底するよう求めることとされたことを受けて、管内の弁護士会

に対して、同趣旨の文書を送付することとされた。

オ 情報が提供された場合には、庶務から各委員に情報が寄せられた旨を連絡し、各委員が当地域委員会庶務において寄せられた情報を随時閲覧できる態勢を取り、寄せられた情報について、早急に検討を要する事項がある場合は、委員長が他の委員の意見を聴きながら、追加調査の要否及び方法を検討し、必要に応じて、委員長の判断で地域委員会を招集することとされた。

(3) 今後の予定等

次のとおりとされた。

なお、次々回以降の期日は、平成24年9月3日（月）に開催される中央委員会における弁護士任官（4月期）候補者及び平成25年上半期（2月から9月まで）の再任（判事任命）候補者の任命に関する審議を受けたものとなることを踏まえて定められた。

次 回 期 日 6 月 1 日（金）午後1時10分

次々回期日 9月21日（金）午後1時10分

次々々回期日 11月 6日（火）午後1時10分

（以上）